○総務省令第八十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　雑則 ［第一節～第三節　略］ 第四節　提出書類（第五十二条） 第五節　電子情報処理組織による手続（第五十三条―第五十五条） 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節～第三節　同上］ 第四節　提出書類（第五十二条―第五十二条の四） 第五章　経過規定（第五十三条） 附則
（定義） 第二条　電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。 ［一～十四　略］ 十四の二　「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。 十四の三　「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。 十四の四　「処分通知等」とは、情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。 十四の五　「電磁的記録」とは、法第十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。 十四の六　「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。 十四の七　「書面申請等」とは、書面等を使用して行う申請等をいう。 十四の八　「電子交付等」とは、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等をいう。 十四の九　「電子処分通知等」とは、電子交付等に係る電磁的記録であつて、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する処分通知等をいう。 十四の十　「免許事項証明書」とは、法第十四条の二に規定する書面をいう。 十四の十一　「登録事項証明書」とは、法第二十七条の二十三に規定する書面をいう。 十四の十二　「許可事項証明書」とは、法第百条第五項において準用する第十四条第一項の規定により作成された法第百条第一項の許可を受けた者に係る電磁的記録に記録されている事項を証明した書面をいう。 ［十五～九十三　略］ ［2　略］ 第七条の三　法第二十七条の二十五の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。 （公表する免許記録記載事項等） 第十一条　法第二十五条第一項の規定により、法第十四条の二に規定する免許記録に記録されている事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第一項	（定義） 第二条　［同上］ ［一～十四　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［十五～九十三　同上］ ［2　同上］ 第七条の三　法第二十七条の二十四の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。 （公表する免許状記載事項等） 第十一条　法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項

各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は法第二十七条の二十三に規定する登録記録に記録されている事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十二各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）（以下「免許記録記録事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　略］

［2　略］

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が一GHz以上のものについては、五〇〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇〇MHz以上一GHz未満の端数があるときはこれを一GHzに切り上げて公表し、当該無線局に指定されている周波数が一GHz未満のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

［一　略］

二　基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第二号に該当するものを除く。）

［三・四　略］

［4　略］

5　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許記録記録事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　略］

［6　略］

7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許記録記録事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　略］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許記録記録事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　略］

［8　略］

（免許記録記録事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　法第二十五条第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

に限る。）又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）（以下「免許状記載事項等」という。）のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

［一～三　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する無線局であつて、放送事業の円滑な遂行を図るための無線通信を行うことを目的とするもの（次条第十六号に該当するものを除く。）

［三・四　同上］

［4　同上］

5　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　同上］

［6　同上］

7　第五項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局の第五項第四号の規定の適用については、次の各号に掲げる免許状記載事項等に応じて、当該各号のとおり公表する。

［一　同上］

二　移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域　免許状記載事項等（ただし、総務大臣が移動範囲又は無線設備を設置しようとする区域が特定されるおそれがあると認めるものは、次の⑴又は⑵若しくは当該移動範囲又は当該無線設備を設置しようとする区域が特定されないよう必要な措置を講じたもの。）

［⑴・⑵　同上］

［8　同上］

（免許状記載事項等を公表しない無線局）

第十一条の二　［同上］

［一～五　同上］

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十二に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　略］

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十四　略］

（備付けを要する業務書類等）

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈩　略］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許記録 ［㈡～㈣　略］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡～㈤　略］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］
五　アマチュア局	㈠　免許記録 ［㈡・㈢　略］
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許記録
七　基幹放送局	㈠　免許記録

（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）

第十一条の二の二　法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十六第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、第三号又は第六号の変更を行おうとする場合とする。

［一～七　同上］

（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十四　同上］

（備付けを要する業務書類）

第三十八条　［同上］

無線局	業務書類
一　船舶局及び船舶地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈩　同上］
二　海岸局及び海岸地球局	㈠　免許状 ［㈡～㈣　同上］
三　航空機局及び航空機地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡～㈤　同上］
四　航空局及び航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］
五　アマチュア局	㈠　免許状 ［㈡・㈢　同上］
六　陸上移動局、携帯局、航空機地球局（三の項に掲げる航空機地球局を除く。）、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許状
七　基幹放送局	㈠　免許状

	[(二)・(三) 略]
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一)　免許記録 [(二)・(三)　略]
九　その他の無線局	(一)　免許記録 [(二)　略]

注一　免許記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、免許記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行うこととする。ただし、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

(一)　免許記録を、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

(二)　電磁的記録による免許記録の写しを、無線局に備え付けた電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

(三)　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、無線局に備え付ける方法

(四)　当該免許記録に係る免許事項証明書を、無線局に備え付ける方法

二　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

三　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）に係る電磁的記録の備付けは、当該電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておくことにより行うものとする。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

四　[略]

2　船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項で備え付けた免許記録を、次に掲げるいずれかの方法により掲示しておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しないものとし、また、免許記録の写しについては、総務大臣が定め

	[(二)・(三) 同上]
八　遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一)　免許状 [(二)・(三)　同上]
九　その他の無線局	(一)　免許状 [(二)　同上]

注一　(1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第四項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。

[新設]

二　(2)を付した書類及び(3)を付した書類（第六項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第七項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三　[同上]

2　船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

る方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　免許記録を、主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に常に表示（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）をさせ、それを当該場所の見やすい箇所に掲示する方法

二　電磁的記録による免許記録の写しを、主たる送信装置のある場所に備え付けた電子計算機その他の機器に常に表示（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）をさせ、それを当該場所の見やすい箇所に掲示する方法

三　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示する方法

四　当該免許記録に係る免許事項証明書を、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示する方法

3　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。次項において同じ。）、移動する簡易無線局若しくは移動する気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの場所に免許記録を備え付けておかなければならない。この場合において、免許記録の備付けの方法は、第一項の表の注一に規定する方法を準用する。

一　送信装置のある場所（当該送信装置を用いて当該無線局を運用し、又は運用しようとするときに限る。）

二　無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）

4　個人が開設する移動するアマチュア局にあつては、前項の規定による免許記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、免許記録の備付けとすることができる。ただし、免許記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該免許記録に記録されている事項と当該免許記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　免許記録を、免許人が携帯する電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

二　電磁的記録による免許記録の写しを、免許人が携帯する電子計算機その他の機器（当該免許記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該免許記録を当該免許記録

［新設］

3　遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。）、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局（宇宙物体に開設するものを除く。）、アマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）、簡易無線局若しくは気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつては、当該ＶＳＡＴ地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「ＶＳＡＴ制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）に同項の免許状を備え付けなければならない。

［新設］

4　第一項の規定による無線局（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局を除く。）の免許状の備付けは、当該免許状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを無線局（前項に規定する場合にあつては、その無線設備の常置場所）に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

に係る免許事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

三　書面等による免許記録の写し（当該免許記録に係る免許事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、免許人が携帯する方法

四　当該免許記録に係る免許事項証明書を、免許人が携帯する方法

［5・6　略］

7　電子申請等により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録に限る。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに、かつ、見やすく表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

［一～五　略］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許記録（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許記録及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該免許記録の備付けについて準用する。

9　電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

10　登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録記録とする。この場合において、第一項の表の注一の規定は、当該登録記録の備付けについて準用する。

11　無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者の免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、無線従事者の免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

第三十八条の三　法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、次に掲げる場所その他総務大臣が別に指定する場所に備え付けておくことができる。

［5・6　同上］

7　電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第五項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項及び第九項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局にあつては、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法。第九項において同じ。）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

［一～五　同上］

8　前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状（第十五条の二第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる無線局にあつては、免許状及び法第二十七条の六第三項の規定による届出書の写し）とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。この場合において、第四項の規定は、当該免許状について準用する。

9　電子申請等により、前項の規定により包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない法第二十七条の六第三項の規定による届出書に係る電磁的記録を提出した無線局については、当該届出書に係る電磁的記録を必要に応じ直ちに表示することができる方法をもつて、当該届出書の写しの備付けとすることができる。

10　登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。この場合において、第四項の規定は、当該登録状について準用する。

11　無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

第三十八条の三　法第六十条の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は第三十八条に規定する書類であつて、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、総務大臣が別に指定する場所（登録局にあつては、登録人の住所）に備え付けておくことができる。この場合において、同条第四項の規定は、この項の規定により総務大臣が別に指定する場所に備え付ける免許状又は登録状について準用する。

一　登録局に係るものにあつては、登録人の住所
二　宇宙局に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの
三　無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
［2～5　略］
（非常時運用人に対する説明）
第四十一条の二　法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許記録又は登録記録に記録されている事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。
（免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等）
第四十一条の二の四　第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許記録又は登録記録」とあるのは「免許記録」と読み替えるものとする。
［2・3　略］
（登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用）
第四十一条の二の五　第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許記録又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。
［2　略］
（記載事項等の変更）
第四十三条　［略］
［2～7　略］
8　第一項、第二項又は第三項の規定による届出（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をしようとする場合は、併せて、電波法第二十一条第二項の規定により、無線局の免許記録の変更の届出を行わなければならない。
［略］
9　（電磁的方法により記録することができる書類）
第四十三条の五　免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができなければならない。
［一・二　略］
［2　略］
（備付けを要する書類等）

［新設］
［2～5　同上］
（非常時運用人に対する説明）
第四十一条の二　法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。
（免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等）
第四十一条の二の四　第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。
［2・3　同上］
（登録局を自己以外の者に運用させる場合における準用）
第四十一条の二の五　第四十一条の二の規定は、法第七十条の九第一項の規定により登録局を自己以外の者に運用させる登録人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「無線局の免許状又は」とあるのは「登録局の」と、「無線局の適正」とあるのは「登録局の適正」と読み替えるものとする。
［2　同上］
（記載事項等の変更）
第四十三条　［同上］
［2～7　同上］
［新設］
8　［同上］
（電磁的方法により記録することができる書類）
第四十三条の五　免許人は、次の各号に掲げる書類については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに作成、表示及び書面への印刷ができなければならない。
［一・二　同上］
［2　同上］
（備付けを要する書類）

第四十五条の三　法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類（許可記録（法第百条第五項において準用する法第十四条第一項の規定により作成された法第百条第一項の許可を受けた者に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）を含む。）を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつては、その常置場所又はその設備のある場所。以下この条において同じ。）に備え付けておかなければならない。

一　高周波利用設備の許可記録

［二　略］

2　前項の規定による高周波利用設備の許可記録の備付けは、次に掲げるいずれかの方法により、許可記録に記録されている事項を閲覧することができる状態に置くことにより行う。ただし、許可記録の写しについては、総務大臣が定める方法により電子情報処理組織を使用して作成するものであつて、当該許可記録に記録されている事項と当該許可記録の写しに記録又は記載がされている事項が変わらないものに限る。

一　許可記録を、高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器（当該許可記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該許可記録を当該許可記録に係る許可事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

二　電磁的記録による許可記録の写しを、高周波利用設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器（当該許可記録の一覧性を確保して表示できる大きさのものであつて、当該許可記録を当該許可記録に係る許可事項証明書の様式と同等程度に大きく、かつ、見やすく表示できるものに限る。）に必要に応じ直ちに表示させる方法

三　書面等による許可記録の写し（当該許可記録に係る許可事項証明書の様式と同等程度の大きさであつて、かつ、見やすいものに限る。）を、高周波利用設備の設置場所に備え付ける方法

四　当該許可記録に係る許可事項証明書を、高周波利用設備の設置場所に備え付ける方法

［3・4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　［略］

［一・二　略］

［2・3　略］

4　前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに、かつ、見やすく表示することができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四　［略］

［2～4　略］

［削る］

（権限の委任）

第四十五条の三　法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所（移動する設備の場合にあつてはその常置場所）に備え付けておかなければならない。

一　高周波利用設備の許可状

［二　同上］

2　前項の規定による高周波利用設備の許可状の備付けは、当該許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを設備の設置場所に備え付けた電子計算機その他の機器に必要に応じ直ちに表示させることをもつてこれに代えることができる。

［新設］

［3・4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　［同上］

［一・二　同上］

［2・3　同上］

4　前項の規定に基づき保管する資料については、電磁的方法により記録することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示及び書面への印刷ができなければならない。

（指定の申請）

第五十条の四　［同上］

［2～4　同上］

5　第一項の規定による申請書及び添附書類には、それぞれその写し二通を添えるものとする。

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十四条の二、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十四まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二第二項、第二十七条の三十三（第三項を除く。）、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であって、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

［⑴・⑵　略］

［一の二・二　略］

二の二　法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

［二の二の二～三　略］

四　法第百条第一項、第二項及び第四項並びに同条第五項において準用する法第十四条第一項、第十四条の二、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第七十一条の五、第七十二条、第七十三条第五項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定に基づく総務大臣の権限

［五～八　略］

［2～5　略］

6　法第二十四条の十二第一項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の四第一項、第二十四条の五、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十二第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

［削る］

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二第二項、第二十七条の三十三（第三項を除く。）、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であって、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

［⑴・⑵　同上］

［一の二・二　同上］

二の二　法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の二の二第一項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

［二の二の二～三　同上］

四　法第百条第一項、第二項及び第四項並びに同条第五項において準用する法第十四条第一項、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第七十一条の五、第七十二条、第七十三条第五項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定に基づく総務大臣の権限

［五～八　同上］

［2～5　同上］

6　法第二十四条の十三第一項、同条第二項において準用する法第二十四条の二第二項及び第四項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項及び第二十四条の十一並びに第二十四条の十三第三項の規定に基づく総務大臣の権限は、関東総合通信局長に委任する。ただし、当該権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

第五十二条の二　削除

［削る］

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三　法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において、当該申請又は届出に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

2　前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請又は届出に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取った書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請又は届出のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3　総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

4　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十二条の四　電子申請等に係る電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の停止（あらかじめ停止する旨を公表している場合を除く。）その他やむを得ない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出の期間内に電子情報処理組織を使用する方法により申請又は届出を行うことが著しく困難と認める場合は、当該各規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請又は届出をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

［新設］

［削る］

第五節　電子情報処理組織による手続

（電子情報処理組織による手続）

第五十三条　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

4　無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合にあつては、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とする。

（電子申請等による場合の添付書類等の提出）

第五十四条　法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合において、当該申請等に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、無線従事者の免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該申請等に併せて送信することにより行うことができる。

2　前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請等に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請等のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3　総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき、又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

4　エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いについては、前三項の規定によるほか、総務大臣が別に告示するところによる。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第五十五条　電子申請等に係る電子情報処理組織の停止（あらかじめ停止をする旨を公表している場合を除く。）、故障その他その責めに帰することができない事由により、法及びこれに基づく命令の規定による申請等の期間内に当該電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うことが著しく困難と認められる場合は、これらの規定にかかわらず、総務大臣の指定する方法により、その申請等をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定により指定した方法について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

［削る］

第五章　経過規定

（旧法による局の免許の有効期間）

第五十三条　法附則第九項に規定する無線局の免許の有効期間は、左の各号に掲げる無線局の種別ごとに、法施行の日から起算してそれぞれ下記に掲げる期間とする。

一　放送局　三年
二　放送中継局　三年
三　船舶局　三年
四　海岸局　一年六箇月

五　基地局	二年
六　陸上移動局	二年
七　簡易無線局	二年
八　実験局（実用化試験局を含む。）	一年
九　その他の局	二年六箇月

２　旧法（これに基づく命令を含む。）の規定に基いて免許（施設の許可をいう。）を与えられた無線局であつて免許の有効期間が前項の期間に満たないものは、前項の規定に拘わらず有効期間はその経過によつて満了するものとする。

別表第二号の二　免許状記載事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［同左］

別表第五号の五　［同左］

記載事項等変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注２）

記

１　届出者（注３）

［表同左］

２　免許を受けた無線局に関する事項（注４）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号	

別表第二号の二　免許記録記録事項等の一部を公表する無線局（第11条第５項関係）

［略］

別表第五号の五　記載事項等の変更届出書の様式（第43条第５項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

記載事項等変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法施行規則第43条第１項、第２項又は第３項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます（電波法施行規則第43条第１項及び第２項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）。

□電波法施行規則第43条第４項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

（注３）

また、上記の届出（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　届出者（注５）

［表略］

２　免許を受けた無線局に関する事項（注６）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号	

④　備考	
［３　略］	［３　同左］
注１　［略］	注１　［同左］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。	
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。	
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。	
３　［略］	２　［同左］
４　届出に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。	［新設］
５　［略］	３　［同左］
６　２の欄は、次によること。	４　［同左］
⑴　①の欄は、免許規則第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して届け出る場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。	⑴　①の欄は、免許規則第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
⑷　④の欄は、免許規則第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して届け出る場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。	［新設］
７　免許事項証明書の送付を希望するとき（書面申請等による場合に限る。）は、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。	［新設］
８　［略］	５　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

［第一章　略］
第二章　無線局の手続
［第一節～第二節の四　略］
第三節　免許記録等（第二十一条―第二十三条）
［第三章・第四章　略］
第五章　無線局の登録手続
［第一節～第四節　略］
第五節　登録記録等（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二）
［第六節　略］
［第五章の二～第七章　略］
第八章　電子情報処理組織による手続等（第三十二条・第三十三条）
第九章　雑則（第三十四条）

附則

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　［略］

2　総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等による場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（免許申請手数料等の簡易な納付手続）

第八条の二　同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を貼つて納めることができる。

改正前

目次

［第一章　同上］
第二章　［同上］
［第一節～第二節の四　同上］
第三節　免許状（第二十一条―第二十三条）
［第三章・第四章　同上］
第五章　［同上］
［第一節～第四節　同上］
第五節　登録状（第二十五条の二十一―第二十五条の二十二の二）
［第六節　同上］
［第五章の二～第七章　同上］
第八章　雑則（第三十二条）

附則

（添付書類の写しの提出部数等）

第八条　［同上］

2　総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請につき法第八条第一項の規定により予備免許を与えたときは、前項の規定による写しのうち一通について提出書類の写しであることを証明して申請者に返すものとする。ただし、免許の申請が、電子申請等（施行規則第三十八条第六項の電子申請等をいう。以下同じ。）である場合は、当該申請につき予備免許を与えたときは、前項の規定による写しについて提出書類の写しであることを証明して申請者に返したものとみなす。

（免許申請手数料の簡易な納付手続）

第八条の二　同一人に属する二以上の無線局（第二条第一項各号に掲げる無線局の種別を同じくするものに限る。）であつて、その無線設備の設置場所（船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局については当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、地球の大気圏の主要部分の外にある物体（その主要部分の外に出ることを目的とし、又はその主要部分の外から入つたものを含む。以下「宇宙物体」という。）に開設する無線局については申請者の住所、その他の移動する無線局については当該無線局の無線設備の常置場所とする。）がいずれも同一の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域内にあるものについて免許の申請を同時に行う場合において、その申請書が二以上となるときは、手数料令第二条の規定による手数料は、当該申請書のうち任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

2　免許の申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行う場合は、手数料令第二条又は第六条の規定による手数料及び同令第三条の二の規定による手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることができる。

（工事設計等の変更の申請等）

第十二条　［略］

［2・3　略］

4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請等を行う場合に準用する。

［5　略］

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二　［略］

2　法第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局　次のイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの

［イ～ホ　略］

ヘ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であって、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

［二　略］

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（同法第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、同法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

［4　略］

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三　［略］

［新設］

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

［5　同上］

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。）　外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であって、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

［二　同上］

3　前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項（第百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

［4　同上］

（工事設計書の記載の簡略）

第十五条の三　［同上］

2　前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請等の場合に準用する。

［3・4　略］

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき、又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請等に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請等は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

［表略］

第三節　免許記録等

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

［削る］

2　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

3　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許記録に周波数を記録する場合に準用する。

4　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許記録に電波の型式、周波数及び空中線電力を記録する場合に準用する。

5　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯

2　前項の規定は、法第九条第一項又は第二項の規定による工事設計の変更の申請又は届出の場合に準用する。

［3・4　同上］

（工事設計書等の提出の省略等）

第十七条　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又は当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、第十六条の二の規定により申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（アマチュア局の様式の特例）

第二十条の十三　次の表の上欄に掲げるアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この条において同じ。）の申請又は届出は、中欄に掲げる申請書又は届出書の様式並びに無線局事項書及び工事設計書の様式の区分に応じ、それぞれ下欄の様式によることができるものとする。

［表同上］

第三節　免許状

（様式等）

第二十一条　法第十四条の免許状の様式は、別表第六号から別表第六号の三までのとおりとする。

2　第十条の二第一項の規定は、船舶局、航空機局、陸上移動業務の無線局又は携帯移動業務の無線局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

3　第十条の二第二項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

4　第十条の二第三項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

5　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

6　同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、ＶＳＡＴ地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（ＶＳＡＴ地球局にあつてはＶＳＡＴ制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のＰＨＳの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯

無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することがある。

（免許記録の作成の通知）

第二十一条の二　法第十四条又は第二十七条の五第二項の規定による免許記録の作成に係る免許人に対する通知は、当該免許に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては免許事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十一条の三　総務大臣又は総合通信局長が免許記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（免許記録の閲覧の請求）

第二十一条の四　免許人は、当該免許人に係る免許記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総務大臣又は総合通信局長に請求しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

（免許事項証明書の様式）

第二十一条の五　免許事項証明書の様式は、別表第六号から別表第六号の四までのとおりとする。

（免許事項証明書の交付の請求等）

第二十一条の六　免許人は、法第十四条の二の規定により当該免許人に係る免許事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の八に規定する地球局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

第二十一条の二　法第二十七条の五第二項の免許状の様式は、別表第六号の四のとおりとする。

3　法第六条若しくは第二十七条の三又は第十六条第一項若しくは第二十条の八第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、第一項第四号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の免許に係るその他の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（免許記録の変更等）

第二十二条　免許人は、法第二十一条第二項の規定により免許記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　前項の届出書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　法第二十一条第一項の規定による免許記録の変更に係る免許人に対する通知は、第二十一条の二の規定を準用する。

4　総務大臣又は総合通信局長は、法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により免許記録の変更を行うことがある。この場合において、総務大臣又は総合通信局長は、当該免許記録に係る免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

5　総務大臣又は総合通信局長は、法第十七条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可をした場合は、法第十八条ただし書の規定により変更検査を行わないときを除き、当該変更又は工事の結果が法第十七条第一項の許可の内容に適合していると認められた後に、免許記録を変更するものとする。

6　総務大臣又は総合通信局長は、法第二十条第二項、第四項（分割に係る部分に限る。）又は第五項（合併に係る部分に限る。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。）を許可したときは、第二十条の三第九項の規定により、当該免許人の地位を承継した者から設立登記又は変更登記に係る登記事項証明書が提出された後に、免許記録を変更するものとする。

第二十三条　削除

（免許状の訂正）

第二十二条　免許人は、法第二十一条の免許状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の五のとおりとする。

3　第一項の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

5　免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

［新設］

（免許状の再交付）

第二十三条　免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）

四　免許の番号又は包括免許の番号

五　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　［略］

［2　略］

［削る］

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請等（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請等を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請等をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請等を行う場合に準用する。

［4～6　略］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請等（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

［8　略］

（登録申請手数料等の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を貼つて納めることができる。

2　登録の申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行う場合は、手数料令第八条又は第九条の規定による手数料及び同令第三条の二の規定による手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることができる。

第五節　登録記録等

（登録記録に記録する事項）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十三に規定する登録記録には、法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、登録の有効期間を記録する。

3　前条第五項の規定は、第一項の規定により免許状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、免許状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（無線局の廃止の届出）

第二十四条の三　［同上］

［2　同上］

3　第一項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（無線局の変更の申請等）

第二十五条　第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更の届出を除く。）又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2　第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3　第十五条の三第一項、第三項及び第四項の規定は、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行う場合に準用する。

［4～6　同上］

7　第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出（事業計画の変更を除く。）、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。

［8　同上］

（登録の申請手数料の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

［新設］

第五節　登録状

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

［削る］

（登録記録の作成の通知）

第二十五条の二十一の二　法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録記録の作成に係る登録人に対する通知は、当該登録に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては登録事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十五条の二十一の三　総合通信局長が登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号の六のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

［新設］

（登録記録の閲覧の請求）

第二十五条の二十一の四　登録人は、当該登録人に係る登録記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

［新設］

（登録事項証明書の様式）

第二十五条の二十一の五　登録事項証明書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

［新設］

（登録事項証明書の交付の請求等）

第二十五条の二十一の六　登録人は、法第二十七条の二十三の規定により当該登録人に係る登録事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　法第二十七条の二十一第二項若しくは第二十七条の三十二第二項又は第二十五条の十四第一項若しくは第二十五条の十九第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、同項第二号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の登録に係るその他の申請等（登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（登録記録の変更等）

第二十五条の二十二　法第二十七条の二十八の規定による登録記録の変更に係る登録人に対する通知は、第二十五条の二十一の二の規定を準用する。

2　前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

［新設］

（登録状の訂正）

第二十五条の二十二　登録人は、法第二十七条の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

2　総合通信局長は、法第二十七条の二十八の規定による場合のほか、職権により登録記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

（拒否の通知）

第二十六条の二　法第百条第一項の許可の申請を審査した結果により、許可を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2　前項の規定は、高周波利用設備の許可に係るその他の申請の場合に準用する。

（許可記録）

第二十六条の三　許可記録（法第百条第五項において準用する法第十四条第一項の規定により作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記録する。

一　許可の年月日及び許可の番号

二　設置者（法第百条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

三　設備の種別

四　設置の目的

五　設備の設置場所

六　高周波電流を通ずる線路の種別及び区間

（許可記録の作成の通知）

第二十六条の四　許可記録の作成に係る設置者に対する通知は、当該許可に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては許可事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

三　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の七のとおりとする。

3　第一項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな登録状の交付による訂正を行うことがある。

4　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により登録状の訂正を行うことがある。

5　第二十二条第五項の規定は、新たな登録状の交付を受けた場合に準用する。

（登録状の再交付）

第二十五条の二十二の二　登録人は、登録状を破損し、汚し、失つた等のために登録状の再交付の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

三　再交付を求める理由

2　前項の申請書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　第二十二条第五項の規定は、第一項の規定により登録状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、登録状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

［新設］

［新設］

［新設］

（許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十七条　総合通信局長が許可記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第十号のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

（許可記録の閲覧の請求）

第二十七条の二　設置者は、当該設置者に係る許可記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

（許可事項証明書の様式）

第二十七条の三　許可事項証明書の様式は、別表第十号のとおりとする。

（許可事項証明書の交付の請求等）

第二十七条の四　設置者は、法第百条第五項において準用する法第十四条の二の規定により当該設置者に係る許可事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

2　法第百条第一項の許可の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、前項の請求をすることができる。この場合において、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載は要しない。

3　前項の規定は、書面申請等により、高周波利用設備の許可に係るその他の申請等（許可記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

（許可記録の変更等）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条第二項の規定により許可記録に記録した事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　変更箇所及び変更理由

2　法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項による許可記録の変更に係る設置者に対する通知は、第二十六条の四の規定を準用する。

（許可状等）

第二十七条　法第百条第二項の許可を与えたときは、別表第十号で定める様式の許可状を交付する。

2　前項の許可を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

［新設］

［新設］

［新設］

（許可状の訂正）

第二十八条　法第百条第一項の許可を受けた者は、同条第五項において準用する法第二十一条の規定により許可状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由

2　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな許可状の交付による訂正を行うことがある。

3　総合通信局長は、法第百条第五項において準用する法第二十一条第一項各号に掲げる場合のほか、職権により許可記録の変更を行うことがある。この場合において、総合通信局長は、当該許可記録に係る設置者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

［削る］

［削る］

（許可の承継の届出）

第二十八条の二　［略］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請等をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請等の場合に準用する。

第八章　電子情報処理組織による手続等

（電子情報処理組織による手続等）

第三十二条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

3　総合通信局長は、第一項の申請による場合のほか、職権により許可状の訂正を行うことがある。

4　第二十二条第五項の規定は、新たな許可状の交付を受けた場合に準用する。

（許可状の再交付）

第二十八条の二　法第百条第一項の許可を受けた者は、許可状を破損し、汚し、失つた等のために許可状の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　設備の種別及び設備数

三　許可の番号

四　許可の年月日

五　再交付を求める理由

2　第二十二条第五項の規定は、前項の規定により許可状の再交付を受けた場合に準用する。ただし、許可状を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

（許可の承継の届出）

第二十八条の三　［同上］

（変更の申請等）

第二十九条　法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、許可の番号及び許可の年月日を記載した申請書又は届出書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第九号第2又は別表第九号第3の添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2　第二十六条第三項及び第四項の規定は、前項の許可の申請又は届出の場合に準用する。

［新設］

4　無線局の免許に係る申請等を電子申請等により行う場合にあつては、申請等から処分までの手続を電子申請等により行うとともに、処分通知等を電子交付等により受けることを原則とする。

（免許記録等の写し及び免許事項証明書等の扱い）

第三十三条　免許人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める免許記録の写し及び免許事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の免許がその効力を失つた場合　当該効力を失つた免許に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

二　免許記録が変更された場合　当該変更前の免許記録に係る免許記録の写し及び免許事項証明書

2　登録人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める登録記録の写し及び登録事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　無線局の登録がその効力を失つた場合　当該効力を失つた登録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

二　登録記録が変更された場合　当該変更前の登録記録に係る登録記録の写し及び登録事項証明書

3　設置者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める許可記録の写し及び許可事項証明書を破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置しなければならない。

一　高周波利用設備の許可がその効力を失つた場合　当該効力を失つた許可に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

二　許可記録が変更された場合　当該変更前の許可記録に係る許可記録の写し及び許可事項証明書

第九章　雑則

［削る］

（免許事項証明書等及び書面等による処分通知等の送付に要する費用）

第八章　雑則

（免許状等の送付に要する費用）

第三十二条　無線局の免許の申請その他法の規定による申請又は届出をする者が、申請又は届出に対する処分に関する書類の送付を希望するときは、当該申請者又は届出をする者は、総務大臣又は総合通信局長に当該書類の送付に要する費用を納めなければならない。この場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

第三十四条　免許事項証明書、登録事項証明書又は許可事項証明書の交付を請求する者が、当該証明書の送付を希望するときは、当該請求者は、当該証明書の送付に要する費用を納めなければならない。

２　無線局の免許の申請その他法の規定による申請等をする者が、申請等に対する書面等による処分通知等の送付を希望するときは、当該申請等をする者は、当該処分通知等の送付に要する費用を納めなければならない。

３　前二項の場合において、当該費用は、郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票により納めるものとする。

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）
［表略］
３　免許又は再免許に関する事項（注８）

［新設］

別表第一号　［同左］

無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）
［表同左］
３　免許又は再免許に関する事項（注７）

［表略］

４　電波利用料（注９）

①　電波利用料の前納（注10）

［表略］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注11）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

注１　［略］

２　収入印紙については、次によること。

⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料及び第８条の２第２項により合算した額の内訳が分かるように３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,200円＋証明書１通×480円
　　１W　１局×3,450円＋証明書１通×480円
　　合　計　10,610円

⑵　第８条の２第１項の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

［⑶・⑷　略］

［３　略］

４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５～10　［略］

11　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。

12　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

13　［略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［表同左］

４　電波利用料（注８）

①　電波利用料の前納（注９）

［表同左］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］

注１　［同左］

２　［同左］

⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,700円
　　１W　１局×3,550円
　　合　計　10,250円

⑵　第８条の２の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

［⑶・⑷　同左］

［３　同左］

［新設］

４～９　［同左］

10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票（以下「郵便切手等」という。）を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12　［同左］

別表第一号の二　［同左］

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）
［略］
３　免許又は再免許に関する事項（注８）
［表略］
４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表略］
［５　略］
注１　［略］
［２・３　略］
４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５～８　［略］
９　４の欄は、次によること。
［⑴　略］
⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。

特定無線局免許（再免許）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の３の規定により、特定無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第20条の６に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の９の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第20条の８第１項の規定により、特定無線局の再免許を受けたいので、第20条の10の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）
［同左］
３　免許又は再免許に関する事項（注７）
［表同左］
４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表同左］
［５　同左］
注１　［同左］
［２・３　同左］
［新設］

４～７　［同左］
８　［同左］
［⑴　同左］
⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

10　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第一号の三　無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式（第25条の10第１項及び第25条の14第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無（注７）

［略］

３　登録又は再登録に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料（注９）

①　電波利用料の前納（注10）

［表略］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注11）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

9　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10　［同左］

別表第一号の三　［同左］

無線局登録（再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の21第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

［同左］

３　登録又は再登録に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料（注８）

①　電波利用料の前納（注９）

［表同左］

②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注10）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　略］
注１　［略］
［２・３　略］
４　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５　［略］
６　［略］
７　法第27条の24第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
８　［略］
９　［略］
10　［略］
11　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
12　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
13　［略］
別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第１項及び第25条の19第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）
また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

［５　同左］
注１　［同左］
［２・３　同左］
［新設］

４　［同左］
５　［同左］
６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。
７　［同左］
８　［同左］
９　［同左］
10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
12　［同左］
別表第一号の四　［同左］

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注５）

１　申請者（注６）

［表略］

２　電波法第27条の24第２項第１号への該当の有無（注７）

［略］

３　登録又は再登録に関する事項（注８）

［表略］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注９）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表略］

［５　略］

注１　［略］

［２・３　略］

４　申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　［略］

６　［略］

７　法第27条の24第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

８　［略］

９　４の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。

10　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第三号の三　特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式（第23条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

記（注４）

１　申請者（注５）

［表同左］

２　電波法第27条の23第２項第１号への該当の有無（注６）

［同左］

３　登録又は再登録に関する事項（注７）

［表同左］

４　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）（注８）

□１の欄と同一のため記載を省略します。

［表同左］

［５　同左］

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

４　［同左］

５　［同左］

６　法第27条の23第２項第１号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

７　［同左］

８　［同左］

［⑴　同左］

⑵　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

９　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

10　［同左］

別表第三号の三　［同左］

特定無線局の運用開始の期限の延長申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　申請者（注４）
［表略］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注５）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
３　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
４　［略］
５　［略］
６　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
７　［略］
別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波法第27条の６第１項の規定により、特定無線局の運用開始の期限を延長したいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　特定無線局の運用開始の期限の延長に関する事項（注３）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

［新設］

２　［同左］
３　［同左］
４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

５　［同左］
別表第四号　［同左］

無線局変更等申請書及び届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注３）

無線局変更等申請書及び届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第９条第１項又は第４項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第９条第２項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第９条第５項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第９条第５項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第１項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第17条第２項第１号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第５条第２項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第６条第１項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第２項第２号の規定により、基幹放送局について、同法第６条第２項第３号、第４号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第６号、第８号又は第９号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第17条第３項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
□電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第１項において準用する第12条第１項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）

［表略］

２　変更の対象となる無線局に関する事項（注６）

［表略］

［３　略］

注１　［略］

２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

３　［略］

４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　［略］

６　２の欄は、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　④の欄の記載は、次のよること。

［ア　略］

イ　２以上の無線局について１の免許記録が作成されている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許記録に記録されている免許番号の範囲を記載すること。

ウ　第25条第７項において準用する第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請（届出）する場合であつて、このうち一部の無線局において免許事項証明書の交付の請求を併せて行う場合は、当該交付の請求を行う無線局の免許番号を記載すること。

エ　［略］

７　［略］

記

１　申請（届出）者（注３）

［表同左］

２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）

［表同左］

［３　同左］

注１　［同左］

［新設］

２　［同左］

［新設］

３　［同左］

４　［同左］

［⑷～⑶　同左］

⑷　［同左］

［ア　同左］

イ　２以上の無線局について１の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

［新設］

ウ　［同左］

５　［同左］

8　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9　［略］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注３）
また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請者（注５）
［表略］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］
注１　［略］
2　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。
⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

6　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［同左］

別表第四号の二　特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の２第１項及び第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定無線局変更等申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の８第１項の規定により、特定無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□電波法第27条の９の規定により、特定無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条の２に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
（注２）

記

１　申請者（注３）
［表同左］
２　変更等の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
注１　［同左］
［新設］

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

３　［略］

４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　［略］

６　［略］

７　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

８　［略］

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第27条の26第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の26第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の33第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の33第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
（注３）
また、上記の申請等（登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）
［表略］

２　［同左］
［新設］

３　［同左］

４　［同左］

５　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

６　［同左］

別表第四号の三　登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第３項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局変更登録申請書（届出書）

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

□電波法第27条の26第２項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の26第４項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の33第２項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
□電波法第27条の33第４項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］

２　登録局の変更登録に関する事項（注６）

［表略］

［３　略］

注１　［略］

２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

⑴　登録記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。

⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

３　［略］

４　申請等に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

５　［略］

６　［略］

７　申請に対する処分に係る書類及び登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

８　［略］

別表第五号　無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の２第２項、第20条の３第３項、第20条の３の２第３項及び第20条の３の３第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）

２　登録局の変更登録に関する事項（注４）

［表同左］

［３　同左］

注１　［同左］

［新設］

２　［同左］

［新設］

３　［同左］

４　［同左］

５　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

６　［同左］

別表第五号　［同左］

無線局免許承継申請書（届出書）

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

□電波法第20条第１項、第７項若しくは第８項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第９項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第20条の２に関する手続）

□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）

□電波法第20条第２項、第４項（分割に係る部分に限る。）若しくは第５項（合併に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３に関する手続）

□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）

□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）

（注３）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）

［表略］

２　承継に係る無線局（注６）

［表略］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）

［表略］

４　各手続に係る個別事項（注３）（注８）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　略］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）

□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）

（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）

［表同左］

２　承継に係る無線局（注４）

［表同左］

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注５）

［表同左］

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～④　同左］

⑤　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　略］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注９）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　略］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注９）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注９）

⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注９）

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注９）

５　添付書類（注３）

［⑴～⑷　略］

［６　略］

注１　［略］

⑦　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～③　同左］

④　事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑤　事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑥　無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①・②　同左］

③　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業計画（注７）

④　譲渡人（法第20条第４項後段の場合）又は譲受人（法第20条第５項前段の場合）の事業収支見積り（注７）

⑤　譲渡人の無線局の運用費の支弁方法（注７）

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

５　添付書類（注２）

［⑴～⑷　同左］

［６　同左］

注１　［同左］

2　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

(1)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

(2)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3　［略］

4　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

5～9　［略］

10　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

11　［略］

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第27条の27第１項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第２項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

1　届出者（注４）

［表略］

2　承継に係る登録局（注５）

［表略］

3　添付書類（注６）

［略］

［新設］

2　［同左］

［新設］

3～7　［同左］

8　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

9　［同左］

別表第五号の三　登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の27第１項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第２項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1　届出者（注２）

［表同左］

2　承継に係る登録局（注３）

［表同左］

3　添付書類（注４）

［同左］

［４　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
⑴　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
⑵　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
３　届出に併せて登録事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
４　［略］
５　［略］
６　［略］
７　登録事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［略］
別表第六号　基幹放送局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）
［様式略］
［注１・２　略］
３　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。
別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）
［様式略］
［注１～３　略］
４　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。
別表第六号の三　アマチュア局の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）
第１　人工衛星等のアマチュア局及び法第５条第１項各号に掲げる者が開設するアマチュア局以外のアマチュア局
［様式略］
注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
２　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列５番とする。
［第２　略］
別表第六号の四　包括免許の免許事項証明書等の様式（第21条の３、第21条の５関係）
第１　特定無線局（法第27条の２第１号に掲げる無線局に係るものに限る。）

［４　同左］
注１　［同左］
［新設］
［新設］
２　［同左］
３　［同左］
４　［同左］
［新設］
５　［同左］
別表第六号　基幹放送局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
［様式同左］
［注１・２　同左］
［新設］
別表第六号の二　基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
［様式同左］
［注１～３　同左］
［新設］
別表第六号の三　アマチュア局に交付する免許状の様式（第21条第１項関係）
第１　［同左］
［様式同左］
注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
［第２　同左］
別表第六号の四　包括免許に交付する免許状の様式（第21条の２関係）
第１　［同左］

［様式略］

［注１・２　略］

３　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

第２　特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）

［様式略］

［注１・２　略］

３　免許事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第六号の五　無線局の免許記録の変更届出書の様式（第22条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許記録変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

電波法第21条第２項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

また、上記の届出に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３）

記

１　届出者（注４）

［表略］

２　免許記録の変更に関する事項（注５）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　変更箇所及び変更理由	

３　届出の内容に関する連絡先

［表略］

注１　［略］

［様式同左］

［注１・２　同左］

［新設］

第２　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

［新設］

別表第六号の五　無線局の免許状の訂正申請書の様式（第22条第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局免許状訂正申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

電波法第21条の規定により、無線局の免許状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）

［表同左］

２　免許状の訂正に関する事項（注３）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号又は包括免許の番号	
④　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	

３　申請の内容に関する連絡先

［表同左］

注１　［同左］

２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

⑴　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。

⑵　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。

３　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

４　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　略］

５　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵・⑶　略］

⑷　④の欄は、変更箇所及び変更理由を記載すること。

６　免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、届出者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を届出書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

［新設］

［新設］

２　［同左］

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　同左］

３　［同左］

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　④の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　届出書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局の登録事項証明書等の様式（第25条の21の３、第25条の21の５関係）

［様式略］

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　２　登録事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第六号の七　削除

5　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の六　登録又は包括登録の無線局に交付する登録状の様式（第25条の21第２項関係）

［様式同左］

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第六号の七　登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の登録状訂正申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

電波法第27条の28の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者（注２）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2　登録状の訂正に関する事項（注３）

①　登録の番号	
②　訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由	

3　申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	

電子メールアドレス	

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

⑸　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

３　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、現に登録を受けている無線局の登録の番号を記載すること。

⑵　②の欄は、訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由を記載すること。

４　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

５　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第六号の八　無線局の免許事項証明書及び登録事項証明書の交付請求書の様式（第21条の６第２項及び第25条の21の６第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

免許事項証明書（登録事項証明書）交付請求書

年　　月　　日

別表第六号の八　無線局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第23条第２項及び第25条の22の２第２項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

免許状（登録状）再交付申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
□電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。
（注３）

記（注４）

１　請求者（注５）
［表略］

２　請求に関する事項（注６）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号	

３　請求の内容に関する連絡先
［表略］

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る請求をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
２　収入印紙については、次によること。
⑴　複数の無線局を請求する場合は、２①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を請求書の余白に記載すること。
［⑵　略］
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、請求書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
［３　略］
４　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考

総務大臣　殿（注１）

収入印紙貼付欄
（注２）

□無線局免許手続規則第23条第１項の規定により、無線局の免許状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の22の２第１項の規定により、登録局の登録状の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］

２　再交付に関する事項（注６）

①　無線局の種別及び局数	
②　識別信号	
③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号	
④　再交付を求める理由	

３　申請の内容に関する連絡先
［表同左］

注１　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。
２　［同左］
⑴　複数の無線局を申請する場合は、２①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を申請書の余白に記載すること。
［⑵　同左］
⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。
［３　同左］
４　［同左］

区　別	記載する欄	備　考

1　免許事項証明書の交付請求の場合	1　2（注）　3	（注）　特定無線局の免許事項証明書の交付請求の場合は、２①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、２②の欄の記載は要しない。
2　登録事項証明書の交付請求の場合	1　2（③　④）　3	

5　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（請求者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　請求者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　略］

6　２の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して請求を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵　略］

⑶　③の欄は、次によること。

1　免許状の再交付の申請の場合	1　2（注）　3	（注）　特定無線局の免許状の再交付申請の場合は、２①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、２②の欄の記載は要しない。
2　登録状の再交付の申請の場合	1　2（③　④）　3	

5　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本産業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［⑸　同左］

6　［同左］

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

［⑵　同左］

⑶　［同左］

ア　免許事項証明書の交付請求においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録事項証明書の交付請求においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

［削る］

7　免許事項証明書又は登録事項証明書の送付を希望するときは、請求者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を請求書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　請求書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

高周波利用設備許可申請書

長　　年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏名

辺

高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第100条第５項により準用する同法第14条の２の規定により、許可記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２・３　同左］

４　申請に併せて許可事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

ア　免許状の再交付申請においては、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録状の再交付申請においては、登録局（包括登録に係る登録局の場合を除く。）の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

⑷　④の欄は、再交付を求める理由を記載すること。

7　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　申請書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第九号　［同左］

第１　申請書

高周波利用設備許可申請書

長　　年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏名

辺

高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２・３　同左］

［新設］

5　許可事項証明書その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　別		記載する欄	備　考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	［⑴　略］	［略］	［（注１）～（注６）　略］
	⑵　変更の許可の申請等（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［略］	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	［⑴　略］	［略］	
	⑵　変更の許可の申請等の場合	［略］	

［４～31　略］

32　変更の許可の申請等の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　略］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可記録の記録事項により記載すること。

［⑶　略］

第３　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

［略］

注１　［略］

4　許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該書類を封入し得るものとする。

第２　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区　別		記載する欄	備　考
１　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	［（注１）～（注６）　同左］
	⑵　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	［同左］	
２　［同左］	［⑴　同左］	［同左］	
	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	［同左］	

［４～31　同左］

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

［⑴　同左］

⑵　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

［⑶　同左］

第３　［同左］

［同左］

注１　［同左］

［２～12　略］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請等の場合に限り、許可記録の記録事項により記載すること。

14　変更の許可の申請等の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　略］

別表第十号　高周波利用設備の許可事項証明書等の様式（第27条、第27条の３関係）

［様式略］

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
　２　許可事項証明書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とする。

別表第十三号第１　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注２））

記

１　申請者（注３）

［表略］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）

［表略］

［２～12　同左］

13　６及び７の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り、許可状の記載事項により記載すること。

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１⑴から⒀までに変更があつた場合は、１⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　同左］

別表第十号　高周波利用設備許可状の様式（第27条第１項関係）

［様式同左］

注　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第十三号第１　［同左］

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。
（電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）

［表同左］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）

［表同左］

３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注６）
［表略］
［５　略］
無線局事項書及び工事設計書（注７）
［表略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
３～７　［略］
８　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
９　［略］

別表第十三号第２　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（本申請等により免許記録に変更が生じない場合は、印紙をはる必要はありません。）
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注５）
［表同左］
［５　同左］
無線局事項書及び工事設計書（注６）
［表同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］

２～６　［同左］
７　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［同左］

別表第十三号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□その他の変更（　　）
（注２）

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。
（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）
□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□その他の変更（　　）
（注２）
また、変更後の免許の証明書をください。
（また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注３））

記

１　申請（届出）者（注４）
［表略］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注５）
［表略］
［３　略］
無線局事項書及び工事設計書（注６）
［表略］
［備考１・２　略］
注１　［略］
［２　略］
３　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
４　［略］
５　［略］
６　［略］
７　免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］
無線局事項書及び工事設計書（注５）
［表同左］
［備考１・２　同左］
注１　［同左］
［２　同左］
［新設］

３　［同左］
４　［同左］
５　［同左］
６　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類

類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

8　［略］

別表第十四号第１　アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注２））

記

１　申請者（注３）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）
［表略］
３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注６）
［表略］
［５　略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。

を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7　［同左］

別表第十四号第１　［同左］

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ
（この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。）
（必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）
［表同左］
３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）（注５）
［表同左］
［５　同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］

３～６　［略］

７　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

８　［略］

別表第十四号第２　アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙貼付欄
（注２）

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
□その他の変更（　　）
（注３）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。（注４）

記

１　申請（届出）者（注５）
［表略］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注６）
［表略］
［３　略］

２～５　［同左］

６　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

７　［同左］

別表第十四号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。

□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
□その他の変更（　　）
（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）
［表同左］
２　変更の対象となる無線局に関する事項（注４）
［表同左］
［３　同左］

［備考１・２　略］ 注１　［略］ ２　収入印紙については、次によること。ただし、収入印紙貼付欄は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。 ⑴　免許記録に記録した事項に変更が生じない場合は、収入印紙の貼付を要しない。 ⑵　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。 ⑶　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請（届出）書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入すること。 ３　［略］ ４　申請等に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。 ５　［略］ ６　［略］ ７　免許事項証明書又は申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。 ８　［略］	［備考１・２　同左］ 注１　［同左］ ［新設］ ２　［同左］ ［新設］ ３　［同左］ ４　［同左］ ５　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。 ６　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一括呼出しの応答順位） 第百二十七条　免許記録に記録されている通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。 ［一～四　略］ ［２・３　略］ （各局あて同報） 第百二十七条の四　第五十九条第一項の規定は、免許記録に記録されている通信の相手方に対して同時に通報を送信する場合に準用する。	（一括呼出しの応答順位） 第百二十七条　免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。 ［一～四　同上］ ［２・３　同上］ （各局あて同報） 第百二十七条の四　第五十九条第一項の規定は、免許状に記載された通信の相手方に対して同時に通報を送信する場合に準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の更新） 第三条　法第二十四条の三第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。 ［2　略］	（登録の更新） 第三条　法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。 ［2　同上］
第四条　削除 （変更の届出） 第五条　登録検査等事業者は、法第二十四条の五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 ［一～三　略］ ［削る］	（登録証の様式） 第四条　法第二十四条の四第一項の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。 （変更の届出） 第五条　登録検査等事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 2　前項の届出があった場合において、総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。
2　［略］ 3　［略］ 4　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第二項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 5　総合通信局長は、法第二十四条の五の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならない。	3　［同上］ 4　［同上］ 5　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。 6　総合通信局長は、法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録検査等事業者登録簿に登録しなければならない。
第六条　削除	（登録証の再交付） 第六条　登録検査等事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。 一　登録又はその更新の年月日及び登録番号 二　再交付の理由 2　登録検査等事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。
（外国点検事業者の登録の申請） 第九条　法第二十四条の十二第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより行う場合は、この限りでない。	（外国点検事業者の登録の申請） 第九条　法第二十四条の十三第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより行う場合は、この限りでない。

2　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　略］

［3・4　略］

5　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。

第十条　削除

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第十一条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の五の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　略］

［削る］

2　［略］

3　［略］

4　関東総合通信局長は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の五の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録ファイルに記録しなければならない。

第十二条　削除

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十二第二項において準用す

2　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～八　同上］

［3・4　同上］

5　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。

（登録外国点検事業者の登録証の様式）

第十条　法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。

（登録外国点検事業者の変更の届出）

第十一条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～三　同上］

2　前項の届出があった場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3　［同上］

4　［同上］

5　関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条　登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失った等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　再交付の理由

2　登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失った等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条　法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用す

る法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　略］

［2　略］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十二第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

［削る］

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十三条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

（電子情報処理組織による手続等）

第二十四条　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。

2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。

3　この省令の規定による申請等に対する電子処分通知等に係る公印は、押印を省略するものとする。

別表第一号（第２条第１項、第３条第２項及び第９条第１項関係）

登　録　検　査　等　事　業　者　等　申　請　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）

郵　便　番　号

住　　所

長

る法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［2　同上］

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条　登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（公表）

第二十三条　総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次の事項を公表するものとする。

一　登録検査等事業者等の名称

二　登録検査等事業者等の住所

三　登録又はその更新の年月日

四　登録番号

五　有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行うものを除く。）に限る。）

六　無線設備等の点検の事業のみを行うものにあっては、その旨

2　前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

（総合通信局長に提出する書類の作成）

第二十四条　この省令の規定により総合通信局長に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

［新設］

別表第一号（第２条第１項、第３条第２項及び第９条第１項関係）

登　録　検　査　等　事　業　者　等　申　請　書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

申請者（注２）

郵　便　番　号

住　　所

長

氏　　名
電　話　番　号
第24条の２第１項の登録
下記のとおり、電波法第24条の３第１項の登録の更新（注３）を受けたいので、
辺　第24条の12第１項の登録
申請します。
記
１　事務所の名称及び所在地（注４）
２　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）
３　備考（注６）

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～６　略］

別表第三号（第２条第５項、第３条第２項、第７条第１項及び第 13 条第１項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

長　（何）総合通信局長　（注１）殿

申請者（注２）郵　便　番　号
住　　所
辺　氏　　名

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の２第５項各号又は同法第24条の12第２項において準用する同法第24条の２第５項各号に該当しないことを誓約します。

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　略］

別表第四号　削除

氏　　名
電　話　番　号
第24条の２第１項の登録
下記のとおり、電波法第24条の２の２第２項の登録の更新（注３）を受けたいので、
辺　第24条の13第１項の登録
申請します。
記
１　事務所の名称及び所在地（注４）
２　点検に用いる測定器その他の設備の概要（注５）
３　備考（注６）

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～６　同左］

別表第三号（第２条第５項、第３条第２項、第７条第１項及び第 13 条第１項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

長　（何）総合通信局長　（注１）殿

申請者（注２）郵　便　番　号
住　　所
辺　氏　　名

登録申請者及びその役員は、電波法第24条の２第５項各号又は法第24条の13第２項において準用する法第24条の２第５項各号に該当しないことを誓約します。

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１・２　同左］

別表第四号（第４条及び第 10 条関係）

登　　録　　証

長

登録又はその更新の年月日		登録番号	
有効年月日（注１）			
登録検査等事業者等の名称			
登録検査等事業者等の住所			
備考（注２）			

電波法第24条の２第４項の規定により上記のとおり登録したことを証する。（注３）

年　　月　　日

辺

（注４）（何）総合通信局長　（印）

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

別表第五号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

［一　略］

二　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。）

［三・四　略］

［第三　略］

別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

［第一　略］

第二　法第六十条の時計及び備付書類

点検の種別	点検の項目
［一　略］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　略］ ロ　免許記録の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示を含む。） ［ハ・ニ　略］

［第三　略］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号

注１　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。
２　登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその旨を記載する。
３　外国点検事業者の登録の場合は、「電波法第24条の２第４項」とある部分は、「電波法第24条の13第２項」とする。
４　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては、沖縄総合通信事務所長とする。

別表第五号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

［一　同上］

二　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示）

［三・四　同上］

［第三　同上］

別表第七号　［同上］

［第一　同上］

第二　［同上］

点検の種別	点検の項目
［一　同上］	
二　法第七十三条第四項の点検	［イ　同上］ ロ　無線局免許状の備付け（船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示） ［ハ・ニ　同上］

［第三　同上］

別表第八号　点検結果通知書の様式（第21条関係）

法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

（１枚目）

年　月　日

点　検　結　果　通　知　書

点検を依頼した無線局の免許人
又は予備免許を受けた者　　宛て

登録検査等事業者
の氏名又は名称（注１）
登録番号

点検員の氏名

長　登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。（注２）

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注３）	
識別信号（注４）			
点検項目		点検結果	
第１　無線従事者の資格及び員数			
１　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
２　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
３　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
４　主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実　有□　無□	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講　有□　無□ 年　月　日　受講	
６　遭難通信責任者の配置		配置　有□　無□　免除□	
第２　時計及び書類			
１　時計の備付け		備付け　有□　無□	
２　免許記録の備付け（注５）		備付け（注５）　有□　無□	
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存		備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容	
４　その他の書類の備付け		備付書類	現行化
			されている　□ されていない　□

辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～４　略］

５　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「備付け（掲示を含む。）」とする。

点検員の氏名

長　登録検査等事業者等規則第２条第２項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の点検を行ったので、下記のとおり通知します。（注２）

点検年月日		無線局の種別	
点検場所		免許番号（注３）	
識別信号			
点検項目		点検結果	
第１　無線従事者の資格及び員数			
１　選任されている無線従事者の資格及び員数		資格名	員数
２　選任されている無線従事者の従事事実		従事の事実　有□　無□	
３　船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明の効力		所有　有□　無□　免除□ 効力　有□　無□	
４　主任無線従事者を選任している場合は監督の事実		監督の事実　有□　無□	
５　主任無線従事者を選任している場合は主任講習の事実		講習の受講　有□　無□ 年　月　日　受講	
６　遭難通信責任者の配置		配置　有□　無□　免除□	
第２　時計及び書類			
１　時計の備付け		備付け　有□　無□	
２　無線局免許状の備付け（注５）		備付け（注５）　有□　無□	
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存		備付け　有□　無□　免除□ 保存　有□　無□ 記載内容	
４　その他の書類の備付け		備付書類	現行化
			されている　□ されていない　□

辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１～４　同左］

５　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。

［（２枚目）～（４枚目）　略］	［（２枚目）～（４枚目）　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、令和七年九月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第二十一条の四及び第二十五条の二十一の四に規定する請求をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同規則第二十一条の四及び第二十五条の二十一の四の規定の例により、当該請求をすることができる。

（経過措置）

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正前の電波法施行規則第三十八条第四項、第八項（同条第四項に係る部分に限る。）及び第十項（同条第四項に係る部分に限る。）、第三十八条の三第一項（同規則第三十八条第四項に係る部分に限る。）並びに第四十五条の三第二項の規定の適用については、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の電波法（附則第七条及び第九条において「旧法」という。）第十四条第一項及び第二十七条の五第二項

の規定により交付された免許状、旧法第二十七条の二十五第一項の規定により交付された登録状又は旧法第百条第五項において準用する旧法第十四条第一項の規定により交付された許可状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを備え付けている無線局、登録局又は高周波利用設備に限り、なお従前の例によることができる。

第四条　第一条の規定による改正前の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式により調製した用紙は、第一条の規定による改正後の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則に規定する様式にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、使用することができる。この場合において、第一条の規定による改正前の電波法施行規則に規定する様式及び第二条の規定による改正前の無線局免許手続規則に規定する様式により調製した用紙を修補して使用するものとする。

（免許事項証明書に係る経過措置）

第五条　旧法第十四条第一項及び第二十七条の五第二項の規定により交付された免許状は、施行日以後、当該免許状に係る無線局の免許記録に記録されている事項と当該免許状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該免許記録に係る免許事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第十四条の二に規定する書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定

による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

第六条　改正法の施行の際現にされている無線局の免許に係る申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。附則第八条及び第十条において同じ。）については、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。附則第八条及び第十条において同じ。）が免許を与え、又は免許に係る許可等をしたことにより、免許記録を作成し、又は変更したときは、免許事項証明書を交付する。

（登録事項証明書に係る経過措置）

第七条　旧法第二十七条の二十五第一項の規定により交付された登録状は、施行日以後、当該登録状に係る無線局の登録記録に記録されている事項と当該登録状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該登録記録に係る登録事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の二十三に規定する書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

第八条　改正法の施行の際現にされている無線局の登録に係る申請等については、総合通信局長が登録又は登録に係る許可等をしたことにより、登録記録を作成し、又は変更したときは、登録事項証明書を交付する。

（許可事項証明書に係る経過措置）

第九条　旧法第百条第五項において準用する旧法第十四条第一項の規定により交付された許可状は、施行日以後、当該許可状に係る高周波利用設備の許可記録に記録されている事項と当該許可状に記載されていた事項が変わらない限りにおいて、当該許可記録に係る許可事項証明書（改正法第一条の規定による改正後の電波法第百条第五項において準用する第十四条第一項の規定により作成された電磁的記録に記録されている事項を証明した書面をいう。次条において同じ。）とみなして、第一条の規定による改正後の電波法施行規則及び第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則の規定を適用する。

第十条　改正法の施行の際現にされている電波法第百条第一項の規定による許可に係る申請等については、総合通信局長が許可等をしたことにより、許可記録を作成し、又は変更したときは、許可事項証明書を交付する。